

幕末明治の写真師列伝 第百二十八回 宮下欽 その四十六

「七月三十日 天気 八十九度

一、午前第六時宮下私用ニ外出致し、同第十時頃宮下帰ル、
(後略)」

「七月三十一日 天気 八十九度半

一、午前第九時前宮下私用ニ外出致し、同第十時帰ル、正午
頃宮下国元へ出立し、(後略)」

明治6年7月31日、この日、宮下欽が東京から故郷の松代へ出立したことが、この記述から判る。

「八月十七日 雨天 八十一度半

一、(前略) ○午後第五時、信州松代宮下氏ヨリ郵便来ル、
其表[上横山松藏様卜記]、先前文略す、
[通天楼宛宮下欽書簡書写]
出立二付万端トモ御情レ厚ニ被成奉万射(註:謝のこと)
候、扱(註:さて)出立之日ハ大宮泊、本日一日深谷泊、二
日松井田泊リ、三日小諸泊、四日午後第八時半信州松代へ到
着、道中惣テ(註:すべて)無事、荷物ハ先荷両掛トモ損物
更ニ無御座候間、御休意奉願上候、跡(註:後の)荷物ハ本
月一日出ニ出ス(註:シ)候旨会所ニテ申聞シ、此分ハ今日
迄到着無御座候得共、全ク荷物延引ニ相成候故、後レ可申ト
奉存候間、扱右故写真不初二今日迄日々用意致し居、世間へ
段々嘶ス(註:シ)致ス(註:シ)候処、三、四十日位ハ隨
分繁昌可致様子ニ御座候、其模様ニ寄リ少々ニ、三十日位ハ
居延ニ可相成モ難計御座候間、留主中之所何分宜奉願上候、
尚委細ハ後奉可申上、先ハ無事着致し御礼草々申縮候、頓首
百拜

八月十日 宮下欽

松藏様、大山様、武助様、外御惣客様方へ
再白、御連名不敬之段、御海容奉願上候、

(一丁白紙)

宮下氏国元へ出立之砌書置ス
写真機械并薬種類貸ス品員控

一、四ツ立写珠鏡 一具

但あいの子ト云

玉ノ小キ方 紋リ輸附属ス

一、四ツ立暗箱 一具

但差木格ツ附ケ

一、双眼写珠鏡 一具

但一寸四分

人物写ス 紋六枚附属ス

一、双眼暗箱 一具

但差木格ツ附ケ

一、双眼覗珠鏡 一具

但角ニ出来 目鏡計リ

一、双眼台紙 三拾枚

但大台紙ヨリ縁 余リ切ル

カラスパッド

一、四ツ玻瓈箱筒 一具

但中田ヨリ買置キノ硝子ハキ付

木ニテメ合セルネヂ蓋ナシ

一、中折レ三ツ脚 一具

但中田ヨリ交易ス(註:シ)タル品

一、四ツ立硝子板 十五枚

但焼木格ヨリハヂ(註:ズ)レ分ト取合あり

一、四ツ立焼木格 一ツ

但硝子なし

一、双眼ノ箱筒 一ツ

一、双眼ノ玻瓈 四十四枚

一、箱筒ノ引掛け 五枚

一、手札硝子 九十九枚

一、硝子ノ漏斗 三ツ

一、玻瓈定矩 二枚

メートガラス

一、分量筒 一本

一、玻瓈磨台 一ツ

一、ホクトメーテル甲乙 一対

セームレム

一、拭ヒ軟革 一枚

一、寒暖計 一ツ

ポンプ

一、ゴムノ丸玉 一ツ

一、台附壠 二本

一、塵埃払羽 一本

一、消(註:硝) 酸銀液 何升

但溶解銀液 四ツ立箱筒ニ入ル分

瑠璃色大壠ニ入

一、金剛砂 三袋

(コルク)

一、キルク 大十

小三

一、紙浸銀液 一壠

(註:次回へ続く)

*****以下、前回の「第百二十七回 宮下欽 その四十五」の註1

の訂正

註1:書付では「深尾吉真」ではなくて、なぜか「吉岡良邦」の名になっている。吉岡良邦は三重県土族で、大蔵省の官員であった。深尾吉真は一等郵便電信局長従六位勲六等。東京府の人で、明治21年頃は函館通信管理局監察官だった人。明治30年5月14日没。

(森重和雄)